

保険募集人の権限明示書

1. ベネリックコミュニケーションズ株式会社（以下「当社」）は複数の保険会社と募集委託契約をしている乗合代理店です。

2. 当社は、下記各社の保険契約締結の代理または媒介を行います。

■生命保険会社（10 社）

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ・ エヌエヌ生命保険株式会社 | ・ 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 |
| ・ オリックス生命保険株式会社 | ・ 日本生命保険相互会社 |
| ・ ジブラルタ生命保険株式会社 | ・ はなさく生命保険株式会社 |
| ・ ソニー生命保険株式会社 | ・ マニユライフ生命保険株式会社 |
| ・ S O M P O ひまわり生命保険株式会社 | ・ 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 |

■損害保険会社（4 社）

- | | |
|----------------------|------------------|
| ・ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | ・ 損害保険ジャパン株式会社 |
| ・ A I G 損害保険株式会社 | ・ 東京海上日動火災保険株式会社 |

■少額短期保険会社（1 社）

- ・ ミカタ少額短期保険株式会社

3. 権限の明示

- ・ 生命保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行い、契約締結の代理権はありません。また、生命保険募集人には告知受領権はありません。告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有しております。生命保険募集人に口頭でお話し頂いても告知した事にはなりませんので、告知書面へのご記入をお願い致します。なお、保険会社が承諾した時に保険契約は有効に成立します。
- ・ 損害保険募集人は、お客さまとの申込先の保険会社の損害保険契約の媒介、または締結の代理権を有しています。尚、当代理店の取扱う保険商品の中には告知受領権を有する商品もあります。お客様に告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払い出来ないことがありますので、正しく告知いただきますようお願い致します。
- ・ 少額短期保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の少額短期保険契約の媒介を行い、契約締結の代理権はありません。また、少額短期保険募集人には告知受領権はありません。告知受領権は少額短期保険会社のみが有しております。少額短期保険募集人に口頭でお話し頂いても告知いただいたことにはなりませんので、告知書面へのご記入をお願い致します。なお、保険契約は保険会社が承諾したときに有効に成立します。